

文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 観光文教委員会
質問者 : 伊藤 剛

1、質問内容及び回答

回答者：教育部長

(担当課：学校教育課、教育支援・相談課、いじめ防止生徒指導課)

新型コロナウイルス感染症の影響について	<p>【質問の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">① 児童・生徒の学習の遅れを、どのように取り戻していくのかについて② 児童・生徒の学習評価について③ タブレット端末の配置を、どのように行っていくのかについて④ オンラインを使用した学習支援について⑤ 生活の乱れを等含めた、児童・生徒への心のケアについて⑥ サポートネットの活用について <p>【回答内容】</p> <p>①児童・生徒の学習の遅れを、どのように取り戻していくのかについて</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本市では、文部科学省からの要請により、3月2日から24日まで臨時休業として以降、春期休業をはさみ5月31日まで臨時休業としています。</p> <p>臨時休業とした当初は、各校においてそれまでに学習している事項や、令和元年度中に指導すべき内容、いわゆる未指導事項を中心とした学習課題を作成するなどし、児童生徒の学習支援を行ってきました。</p> <p>その後、臨時休業期間が長期化することに伴い、各校には、児童生徒が目標を持って学習に取り組めるように指導するとともに、学習記録カードを活用するなど、そのための工夫をすることや、新年度に指導すべき内容への対応として、教科書や補助教材、web教材等と併用できる課題を作成することを指示し</p>
---------------------	---

ています。

さらに、臨時休業期間中の在宅学習が、学校再開後の授業を見据えたものになるような内容とすることも指示しています。

②児童・生徒の学習評価について

児童生徒の学習評価については、臨時休業期間中の在宅での学習の取組と学校再開後の授業と併せて行っていくこととなります。

そのために、各校に対しては、臨時休業期間中の在宅での学習内容が学校再開後の授業を見据えたものになるよう、指導計画に基づいた工夫を行うことを指示しています。

③タブレット端末の配置を、どのように行っていくのかについて

国が示す GIGA スクール構想においては、令和5年度までに一人1台となる環境を段階的に整えていくことと示されていましたが、現在の社会状況を受け、今年度中に全ての整備を行うことと改められたところです。

本市においては、令和元年度3月議会での補正予算により、小学4年生から中学3年生まで端末を整備予定であり、令和2年度においても、国の一次補正予算の動きを受けて、6月議会での補正予算の提案により、残る3学年分の予算確保を図っていきたいと考えています。

一方、市立学校の臨時休業が長期化している状況において、オンラインでの学習支援も行っていく必要があることから、まずは中学校を対象にインターネット環境が確保できない家庭に対して、市で保有している約2,000台のタブレット端末とWi-Fiルータの貸出事業を行いました。今後、小学校の高学年から低学年と引き続き貸与していく予定です。

④オンラインを使用した学習支援について

臨時休業期間中のオンラインを使用した学習支援として、4月13日よりテレビ会議システムを利用した取組を実施しました。併せて、指導主事が作成した学習支援のためのデモ動画を配信しています。

その後、5月1日から新たな教育ICTシステムを導入、運用することとなり、オンラインでのコミュニケーションの実施や、双方向での学習支援を行うことが可能となりました。現在、各校において、新しいシステムでの学習支援の実施をしているところです。また、5月11日からは、指導主事による学習

支援動画の配信も行っています。

⑤生活の乱れを等含めた、児童・生徒への心のケアについて

昨年度3月より長期間にわたり学校の臨時休業という状況となったことで、児童生徒にとって、生活が不規則になったり、学習に積極的に取り組めていなかたりなど、生活リズムの乱れや今後の学校生活などに関わる不安が生じる可能性があることを認識しております。

このような状況の中、児童生徒の「心のケア」のためにスクールカウンセラーを例年より前倒しして4月当初より配置し、学校や電話での相談を行うなど支援体制を整えてきました。

また、令和2年4月23日付け奈教支相第66号「児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等について」を示し、学級担任等を中心に、概ね2週間に1回程度、児童生徒の家庭での様子を把握するとともに、校内で情報共有し、保護者と連携して取り組むなど対応しております。

特に不安を抱えている児童生徒、保護者に対しては、安心して相談できる環境が必要であることから、教育センターの相談窓口を案内するなど、「心のケア」ができる体制をとっております。

さらに学校再開後の児童生徒への「心のケア」にも対応できるようアンケート調査を実施するとともに、学校組織として児童生徒や家庭を支援できる体制づくりを進めております。

⑥サポートネットの活用について

「なら子どもサポートネット」は、子どもの安全確保に関する情報の提供を目的として本市が運用する情報配信システムで、各学校から自校区の登録者へ配信することができます。保護者のみならず多くの地域の方々にもご登録いただいております。事件事故や不審者に関する情報に加えて、風水害や熱中症、感染症等の危険に関する情報配信に活用されています。

「なら子どもサポートネット」は、配信内容を子どもの安全確保に関する情報に限定するものであることから、「不審者情報」、「警報発令時及び非常災害時の対応について」、「熱中症に関する対応について」など、市教育委員会があらかじめ定めたタイトルで配信する仕組みとなっています。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症に係る緊急時の特別対応として、学校の臨時休業に伴う内容に関しては、事務的な連絡も含めて多様な内

	<p>容の情報配信を暫定的に許可しています。このことにより、現在、「感染症に関する対応について」というタイトルで、臨時休業に伴う学校からの様々な事務連絡が配信されていますが、新型コロナウイルス感染症に係る情報以外の配信については、従来通り、子どもの安全確保に関する情報に限定するよう各学校に指示しています。</p> <p>今後は、事態が一定収束する時期を見計らって、本来の目的である子どもの安全確保に関する情報配信に限定した活用へと戻していきます。</p>
--	--

回答者：観光経済部長

(担当課：観光戦略課、産業政策課)

<p>新型コロナウイルス感染症の影響について</p>	<p>【質問の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 事業主向け支援策の周知について ⑧ 感染拡大防止協力金の内容と手続きについて ⑨ セーフティーネット4号・5号の実施状況について ⑩ 今年度予定されている、観光関連のイベント等の実施について <p>【回答内容】</p> <p>⑦事業主向け支援策の周知について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた事業者への支援策については、国や県から様々な緊急支援策が次々と公表されております。</p> <p>5月に入り、国の持続化給付金や県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請受付がスタートしました。</p> <p>本市におきましても、対象業種や申請方法等についての問い合わせが多く寄せられていることから、市ホームページ等で周知を行うとともに、課内で制度の情報を共有し、全課員が問い合わせに対応できる体制を整え、事業者への周知活動を行っております。</p> <p>現在も国において事業継続のための家賃補助等、さらなる支援策が検討されております。事態が刻々と変化する情勢のなか、商工会議所等支援機関との連携をさらに強化し、最新の情報を適時且つ効果的に事業者へ周知できるよう努めているところでございます。</p>
----------------------------	---

⑧感染拡大防止協力金の内容と手続きについて

奈良市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、県の施設休止や営業時間の短縮に全面的に協力し、県の協力金を受給決定している市内事業者を対象に、本市が一律10万円の協力金を上乗せして給付するものです。

申請手続きについては、郵送による申請とし、5月18日から受付を開始しているところでございます。

⑨セーフティネット4号・5号の実施状況について

セーフティネット保証については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するもので、売上の減少や今後の見通し等の認定業務を本市が担っております。

現在は、セーフティネット保証4号、5号のほか、リーマンショックや東日本大震災時のような突発的な緊急秩序の混乱が生じた際に発動される「危機関連保証」の認定を行っております。

これらの保証制度が経済産業省より発動されて以降、5月18日現在で、4号は563件、5号は182件、危機関連保証は1,062件の認定を行いました。

セーフティネット保証の認定申請には、日々多くの事業者が来庁されており、本課においては、担当係だけではなく、全課員総動員で認定業務に取り組んでいるところでございます。

⑩今年度予定している観光関連のイベント等の実施について

令和2年度における観光戦略課の主なイベント事業として、友好姉妹都市提携をしている慶州市（韓国）や揚州市（中国）との周年記念事業をはじめ、「平城京天平祭」「なら燈花会」「しあわせ回廊なら瑠璃絵」「珠光茶会」等の開催にあたり、補助金等の交付や主催団体等への協力を行っています。

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、国による緊急事態宣言が発出されていたこともあり、5月3日～5日に予定していた春の平城京天平祭が中止になりましたが、夏以降に開催を予定されているイベント事業も、感染の状況や国・県の動向を勘案し、開催の是非について主催団体等と調整を進めているところです。

なお、国における緊急経済対策として国内に向けた観光需要喚起策（Go To キャンペーン事業）が予算措置され、感染拡大の収束後には全国的な消

<p>費拡大施策の展開が予想されることから、冷え込んだ本市の観光産業をいかに回復させるかについて市観光協会や関係事業者・団体等と意見交換をおこなっています。さらに、収束後は速やかに市として施策を進められるよう、詳細を協議していきたいと考えております。</p>

2、意見・要望

伊藤 剛議員の意見・要望はありません。